

# **第5次弟子屈町総合計画策定基本方針**

平成22年5月 企画財政課



## 1. 第5次弟子屈町総合計画策定の基本方針

平成14年度から平成23年度までの第4次弟子屈町総合計画に引き続き、地方自治法第2条第4項に基づく「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」及びその実行のための基本計画等から構成される本町の最上位の計画として策定するもので、現下の町の現状と課題を分析した上で、多くの町民を参画させて策定することを積極的に行ない、策定された計画が町民が一丸となって推進することのできるまちづくりの将来指針として活用される計画となるよう策定する。

## 2. 第5次弟子屈町総合計画策定の柱

### (1) 多くの人が策定に関わったことを実感できる計画策定

役場職員を含む町民の多くがこの策定作業に関わることで、自分たちの町の計画であることを強く意識付けし、絵に書いた餅とならないよう町民一丸となってまちづくりに参画する計画作りを目指す。

### (2) 町が進む方向性を明示したわかりやすい計画策定

町民がそれぞれ違う方向を向いているならばいいまちづくりはできないことから、町民共通の進むべき方向を導き出し、それを明示して官と民が重点的に投資できる計画作りを目指す。

### (3) 現状と課題を分析し、時代のトレンドに敏感な計画策定

時代の流れの中で、目標年次までの長期的課題と早急に解決しなければならない短期的な課題を的確に分析し、課題解決と魅力あるまちづくりができるような計画作りを目指す。

### (4) キャッチフレーズにとらわれず、地域ブランド戦略を意識した計画策定

これまでの総合計画のキャッチフレーズは、計画の内容が的確に把握できたとは言い難かったことから、キャッチフレーズの偏重を改め、何を目指す計画か想像することの容易い手法を意識した計画作りを目指す。

### (5) できる事、しなければならないことを記載し、総花的にならない計画策定

これまでの計画では、見通しの不確定な事業も、やれば良くなるので無いかという視点で総花的に記載されてきた。これを改め、財源を考慮し確実にできる事としなければならない事を記載して、必ず達成する約束という計画作りを目指す。

### (6) 事務事業の役割分担を明確に、誰もがまちづくり意識を持つことのできる計画策定

まちづくりの担い手は役場のみでなく町民であることを意識して、まちづくりにおける各地域の位置付けや実施の主体を明らかにすることで郷土を愛する心と参加の意識を育てる計画作りを目指す。

### (7) 出来上がった計画を毎年検証できる仕組みづくりを考えた計画策定

計画の最終年次にだけ計画の検証をするのではなく、毎年度の事業実施による達成度と町民満足度を指標化し、実施しても満足度が得られない事業は見直しを行うなどPDCAサイクルを意識した計画作りを目指す。

### 3. 第5次弟子屈町総合計画の構成

#### (1) 基本構想

弟子屈町が長期的に目指す基本理念（アイデンティティ）と実現させる将来像（地域コンセプト）を提示して、その将来像に向かうまちづくりの柱（政策）の基本的方向を掲げる。

政策の課題解決に向けてソフトとハードが一体となった施策を設定し、現状と目標値（成果指標）を明示する。

#### (2) 行動計画

基本構想を実現するための事務事業を記載する。策定にあたっては、下からの積み上げではなく、課題解決のための目的から事務事業を設定する。

また、施策を体系的、戦略的に実施するため横断的に整理した連携体系図や施策ごとに町民や各団体地域職場、他の公共団体等も含めた役割分担（協働の指針）及び各事務事業の成果指標について記載する。

政策実現のために中核的で戦略的に実施する主要プロジェクトも数件明示する。

なお、町長の選挙公約（マニフェスト）との整合性を図るため、選挙終了毎に見直し作業を行なう。

#### (3) 事務事業計画

施策の実現のため各年度毎に財源を記載した事務事業を計上する。毎年度10月に当年度の見込と2年度先までの計画として完成するようローリング作業を行なう。中長期財政計画、財政指標見込、行革計画も作成する。町長の任期にも留意のこと。

### 4. 第5次弟子屈町総合計画の目標年次

第4次計画が満了する平成23年度の翌年度を起点として、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画とする。

町長の選挙公約（マニフェスト）との整合性を図るため、期中である平成25年1月～3月と平成29年1月～3月に基本計画を中心とした見直し作業を行なう。

なお、次期（6次）計画は平成32年12月に実施される町長選挙後から策定作業を本格的に開始し、平成34年度から8年間の計画として、町長の公約と整合性のある計画とすることが望ましい。

### 5. 第5次弟子屈町総合計画案策定までの実施項目

#### (1) 第4次計画の実施状況及び課題の抽出

【目的】第4次計画の達成度を調査して、次期計画の課題抽出の基礎資料とする

【対象】役場職員

【実施日】平成22年6月～8月

#### (2) 第4次計画満足度町民アンケート調査

【目的】第4次計画の達成度調査の一環で、現在の町民の満足度、課題を調査する

【対象】町民1,500名（選挙人名簿で男女年代に配慮してランダムサンプル）

【実施日】平成22年7月～8月

**(3) 基礎データ、資料の収集と将来値予測**

【目的】国や道の計画との整合性を図るとともに将来像を導き出す基礎資料とする

【対象】役場職員、他の関係機関ほか

【実施日】平成22年7月～9月、23年1月

**(4) コーディネーターファシリテーター養成講座（プロジェクトチーム会議）**

【目的】会議を進行するための進行役を養成し、今後の議論を円滑に進める

【対象】役場職員

【実施日】平成22年7月

**(5) まちづくり町民会議**

【目的】策定審議会の下部組織として意見交換と総合計画原案策定作業を行なう

【対象】各団体からの代表者及び町民公募委員

【実施日】平成22年10月～平成23年9月

**(6) 地域懇談会と地域計画の策定**

【目的】各地域の現状と課題の把握と将来構想の策定を行なう

【対象】町内を7つ程度に分けた各地域住民

【実施日】平成22年10月～平成23年3月

**(7) 各団体アンケート調査**

【目的】町内の各団体の現状と方向性を確認するためアンケート調査を実施する

【対象】経済、産業、文化等の各代表及び事務方の代表

【実施日】平成23年2月～平成23年3月

**(8) 施策重点化町民アンケート調査**

【目的】構想案の施策の体系に沿って重点化の町民意識調査を行なう

【対象】町民1,500名（選挙人名簿で男女年代に配慮してランダムサンプル）

【実施日】平成23年5月～6月

**(9) 役場各課オフサイトミーティングと施策ヒアリング**

【目的】役場各職員の策定意識向上及び施策の精度を増すためのヒアリングの実施

【対象】役場職員、各担当職員

【実施日】平成22年5月・8月～9月、平成23年5月～6月

**(10) まちづくり講演会**

【目的】町民に広く計画作りを認知させ、まちづくりへの参加意識を高める

【対象】全町民へ広報等で案内

【実施日】平成23年4月

**(11) 中高生からのまちづくり提言**

【目的】未来を担う中高生から町の将来像の提言を行い、郷土の意識を高める

【対象】中学1年生、高校1年生（教科課程と連動）

【実施日】平成22年12月～平成23年5月

(12) ホームページ等を使ったまちづくり意見の募集

【目的】町民会議や地域懇談会、アンケートに参加していない人からも意見を聴取

【対象】不特定（メールや文書の郵送、意見箱等によって受付）

【実施日】平成23年5月～6月

(13) 関係公共機関ヒアリング

【目的】国や道、その他機関から計画に対して意見を聴取し、精度を高める

【対象】開建、環境省、北海道、釧路支庁、土現その他

【実施日】平成23年4月及び7月

(14) 町民パブリックコメント

【目的】計画案を町民に周知し、意見を受け付ける

【対象】町民

【実施日】平成23年7月～8月

(15) 進行状況の公開

【目的】策定作業の過程をホームページや広報で町民に公開する

【対象】町民

【実施日】随時

6. 第5次弟子屈町総合計画策定の組織及び役割分担

(1) 議決機関「弟子屈町議会」

【目的】基本構想案を審議し議決する。策定中必要に応じて検討組織と議論する

【対象者】町議会議員

(2) 諮問答申機関「弟子屈町総合計画策定審議会」

【目的】町長からの諮問に応じ、基本構想案、行動計画案を策定して町長に対し答申する。まちづくり町民会議の上部組織として指示をする

【対象者】委員20名以内で町長が委嘱する

(3) 行政内部組織

①「策定検討庁内委員会」

【目的】行政内部の最上位策定機関で、町長及び策定審議会の指示により基本構想案、行動計画案、事務事業計画案の原案を決定する

【対象者】副町長（委員長）教育長（副委員長）ほか各課長

②「策定プロジェクトチーム」

【目的】策定検討庁内委員会の下部組織で、同委員会の指示により各種の作業を行なう。作業部会を編成してまちづくり町民会議に参加する

【対象者】主に町職員のうち公募または昭和35年～45年生まれの町職員から公募

③「事務局」

【目的】各委員会の運営、作業の進行管理を行う

【対象者】企画財政課

(4) 町民検討組織「まちづくり町民会議」

【目的】 弟子屈町総合計画策定審議会の下部組織として、基本構想案、行動計画案の検討を行なう

【対象者】 委員は審議会委員が兼ねる（代表と町外在住者を除く若干名）者と各団体等からの推薦者及び公募委員として、審議会代表が委嘱する

(5) 外部協力団体（コンサルタント会社）

【目的】 事務局、行政内部組織、町民会議等に助言し、策定作業管理を行なう

【対象者】 指名競争入札またはプロポーザルによって決定

【任務】

- ①町が入手困難な資料、データの入手
- ②資料、データの分析及び将来値予測
- ③各調査票のフォーマットの提示
- ④町民アンケート及び団体アンケート調査の実施助言と分析
- ⑤各課ヒアリングの実施
- ⑥審議会、まちづくり町民会議の進行、記録、振り返りの実施
- ⑦ファシリテーター養成講座の実施
- ⑧検討たたき台の提示
- ⑨町外審議委員選定の助言

## 7. 第5次弟子屈町総合計画策定後の活用案

(1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために

(2) 町民の行政参加の指針として

(3) 町以外の行政機関でも活用できるバイブルとして

(4) 情報公開と情報発信への戦略的活用として

◎具体的には

国や道、他の公共団体との連携を図り、整備要望等の基礎とする  
財政との関係

財源の裏づけがあるか？

財政指標の危険水域の明示

中長期財政見通しとの整合性

予算と決算の見直し

総合計画を基軸とした事業の実施

総合計画の事業ごとの予算項目（事務事業予算）

事務事業予算を基にした決算項目（事務事業評価を決算の成果に活用）

P D C Aサイクルの構築（指標を活用した評価と再構築）

組織との関係

事業を推進しやすい体制の整備（課の再編）

素早い対応が可能な能動的な組織（組織改革）

総合計画に基づく事業実施の優先順位や重点事項の協議の場（庁議改革）

管理職員が責任を持って事業推進する体制づくり（経営会議）

人事評価へつなげる施策実施体系（執行方針、理事者と課長の契約、実施宣言）